

## 国立大学法人東京科学大学の長の選考について（公示）

令和6年2月22日

国立大学法人東京科学大学の長の合同選考会議決定

このたび、令和6年10月1日に、国立大学法人東京医科歯科大学と国立大学法人東京工業大学（以下「両大学」という。）が統合することにより、国立大学法人東京科学大学が発足するため、国立大学法人東京科学大学の長の合同選考会議（以下「選考会議」という。）は、初代の法人の長となるべき者（以下「候補者」という。）を、下記により選考することとしましたので、公示します。

なお、時期が未定の事項等は、選考会議で決定次第、おって公表します。

### 記

#### 1. 法人の長の選考基準

[初代国立大学法人東京科学大学の長の選考基準](#)

#### 2. 法人の長の任期

令和6年10月1日から令和10年3月31日までとする。

#### 3. 候補者の選考の方法及び日程等

##### (1) 候補者となるべき適任者（以下「候補適任者」という。）の推薦

- ・自薦、他薦を問わない。
- ・推薦を行うことのできる期間  
令和6年2月26日（月）から令和6年3月21日（木）までとする。
- ・推薦を行うことができる者（以下「推薦資格者」という。）の範囲、推薦の方法等については、[「国立大学法人東京科学大学の長候補者の推薦の受け付けについて」](#)を参照のこと。
- ・候補適任者として受理された者（以下「第1次候補適任者」という）については、4月初旬に、氏名、所属及び職名を公表する。

##### (2) 第2次候補適任者の選考

- ・上記（1）で受理された第1次候補適任者の中から、選考会議で所信聴取等を行う候補者5人程度以内を選考する（以下「第2次候補適任者」という。）。
- ・第2次候補適任者として決定された者については、4月初旬以降に、氏名、所属、職名、所信及び履歴書に記載の略歴等を公表する。

##### (3) 質問の受付

- ・第2次候補適任者の所信等について、上記（1）にある推薦資格者からの質問を受け付ける。

- ・受付期間は、所信等の公表から4月中旬までを予定し、詳細はおって公表する。
- ・選考会議は、事前に受け付けた質問を下記（4）にある質疑の参考とする。

#### （4）公開ヒアリング

- ・選考会議は、第2次候補適任者からプレゼンテーションにより所信を聴取し、質疑応答を行う（以下「公開ヒアリング」という。）。
- ・公開ヒアリングは、学内限定のオンラインにより両大学のすべての役員及び教職員が視聴可能とする。
- ・当日視聴できない役員及び教職員向けに、プレゼンテーション資料および録画を、学内限定で一定期間共有する。
- ・公開ヒアリングは、5月初旬以降に実施を予定し、詳細はおって公表する。

#### （5）部局等からの意見聴取

- ・選考会議は、下記部局等の長等から非公開で意見を聴取する。
  - 東京医科歯科大学  
医学部、歯学部、医歯学総合研究科、保健衛生学研究科、教養部、生体材料工学研究所、難治疾患研究所、病院、事務局（事務部を含む）
  - 東京工業大学  
理学院、工学院、物質理工学院、情報理工学院、生命理工学院、環境・社会理工学院、科学技術創成研究院、リベラルアーツ研究教育院、センター長等会議（OFC含む）、事務局（附属高校を含む）
- ・当該部局等においては、その長等の判断により、推薦資格者から意見を聴取することができる。

#### （6）候補者の決定

6月中開催予定の選考会議において、上記（4）及び（5）を参考のうえ、第2次候補適任者の最終選考を経て、候補者を決定する。

#### 4. 公示・公表方法

両大学のウェブサイトに掲載する。